

A47 医療法人の設立認可の日から 2 週間以内に主たる事務所の所在地の法務局で設立登記を行います。

【解説】

登記完了後、都道府県に「登記完了届」及び「法人登記簿謄本」を提出します。

コラム) 法人登記後、すぐに医療法人として診療を開始しなければなりませんか？

医療法人の設立登記は、認可の日から2週間以内に主たる診療所の所在地の法務局で行わなければなりません。しかし、診療開始日については、登記完了後の翌月1日から医療法人として診療を開始しなければならないとは規定されておられません。したがって、体制が整い次第、医療法人として診療を開始すれば大丈夫だと思われます(おおむね半年以内には診療を開始してくださいという都道府県もあるそうです)。